

エルタックス eLTAX

地方税
ポータル
システム



eLTAX(エルタックス)は、地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、インターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

どんな手続きができる?

電子申告ができる税目

- ◆法人都道府県民税・法人事業税・特別税
- ◆法人市町村民税
- ◆固定資産税(償却資産のみ)
- ◆個人住民税
(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)
- ◆事業所税

電子申請・届出ができるもの

- ◆法人設立届出や異動届出等
- ◆申告手続きに関連した申請・届出手続き

電子納税ができる税目

電子申告データと連動し納付する税目

- ◆法人都道府県民税・法人事業税・特別税
- ◆法人市町村民税
- ◆事業所税
- ◆個人住民税(退職所得に係る納入申告)

納付金額を直接入力し納付する税目

- ◆個人住民税(特別徴収分)
- ◆法人都道府県民税・法人事業税・特別税の見込納付・みなし納付
- ◆法人市町村民税の見込納付・みなし納付

システムを利用するには?

STEP1

利用届出を作成します

eLTAXのホームページから
利用届出を提出します。

STEP2

利用者IDが発行されます

利用者IDが発行され、
電子申告などのサービスが
利用いただけるようになります。

STEP3

eLTAX対応ソフトウェアを取得します

- ・PCdesk(無償の利用者用ソフトウェア)は
eLTAXホームページから取得します。
- ・市販の税務会計ソフトウェアは、
eLTAX対応のものをお使いください。

STEP4

電子申告などを行います

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから
eLTAXへログインし、電子申告、電子申請・届出、
電子納税を行います。

大法人のeLTAX申告が義務化 されました!

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、次の法人が行う法人住民税・法人事業税の申告については、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。

- ◆資本金が1億円超の法人
- ◆相互会社 ◆投資法人 ◆特定目的会社

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。
<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

令和3年1月提出分から 給与支払報告書等のeLTAXまたは光ディスク 等による提出義務基準が引き下げられました!

令和3年1月以後に提出する給与支払報告書または公的年金等支払報告書については、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられました。

eLTAXを利用すると、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます!(各市区町村及び所轄税務署に自動的に振り分けて提出されます。)



複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます！

Q.地方税共通納税システムとは？

A. すべての都道府県・市区町村に納める税金を自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

【納税できる税金の種類】

- ① 法人都道府県民税・法人事業税・特別税
 - ② 法人市町村民税
 - ③ 事業所税
 - ④ 個人住民税(特別徴収分、退職所得分)
 - ⑤ 個人住民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)
- ※⑤については、令和3年10月1日以後から適用。

Q.納付の方法は？

A. インターネットバンキングやATM等による納付に加え、ダイレクト納付ができます。

【ダイレクト納付】

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、税理士の方が代理申告の手続きの中で納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

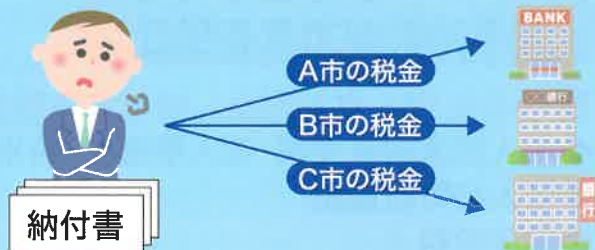


Q.利用できる時間は？

A. 平日、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8:30～24:00です。

【現在の納税手続き】

- ・ 納付書の形式や取扱い金融機関が地方団体ごとに異なる。
- ・ 身近に取扱い金融機関がない場合がある。
- ・ 取扱い時間が限定的である。
- ・ 窓口が混雑することがある。



地方税共通納税システムを使うと…

- ★ すべての地方公共団体へ電子納税ができます！
- ★ 電子申告とあわせて、申告から納税まで一連の手順で行うことができます！
- ★ 地方公共団体が指定している金融機関等以外の金融機関からも納付できます！
- ★ 金融機関の窓口等へ行く必要がなくなります！
- ★ 複数の団体への一括納付により、納付事務の負担が軽減されます！

個人住民税(特別徴収分)は、毎月納める必要があるから便利だね！

利用方法等の詳しい情報は、

エルタックス
eLTAX
ホームページを
ご覧ください。



電話によるお問い合わせ

エルタックス
eLTAX ヘルプデスク **TEL.0570-081459**
※上記電話番号でつながらない場合 **TEL.03-5521-0019**

[ヘルプデスク受付時間：9時～17時(土日祝日、年末年始を除く)]

※申告内容等についてのお問い合わせは、県税事務所・各市町税務担当課へお願いします。